

9) BLOOMBOX参画に関する規約

・主要改訂内容

第11条: 申込みの拒否等に関する項目を追加

第12条: 申込みの拒否等に関する条項を追加

該当箇所	旧	新	備考
第11条(解除)	—	<p>1.甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、本契約の全部または一部を相手方に書面で通知することにより催告その他の手続を要せず直ちに解除することができる。</p> <p>(1)監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき</p> <p>(2)支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき</p> <p>(3)第三者から差押、仮差押、仮処分、その他の強制執行もしくは競売の申立、または公租公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>(4)破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続の申立を行い、または申立を受けたときもしくは解散の決議をしたとき</p> <p>(5)本規約の各条項に違反し、相当の期間を定めて是正の催告をしたにもかかわらず、なお是正がなされないとき</p> <p>(6)第12条に規定する不正投稿や不正行為等を行ったとき</p>	(6) 追加
第12条(申込みの拒否等)	—	<p>甲は、甲が運営するWEBサイト「@cosme」において乙の商品が登録されている場合で、且つ、「@cosme」その他甲のグループが運営するWEBサイト上において甲が別途指定する基準に基づく不正投稿や不正行為等を乙が行ったことを認識した場合、乙からの第1条第2項に基づく申込みを当社所定の期間承諾しない場合があるものとし、また、既に乙と本契約を締結している場合は、第11条第1項第6号に基づいて本契約を直ちに解除できるものとする。</p>	第12条として追加